

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業に係る生活保護受給世帯者等の情報の目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部保健予防課予防係）

事業の概要

事業名	高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業
担当課	保健予防課
目的	高齢者のインフルエンザの発病や重症化を防ぐことにより、高齢者の健康を守る。
対象者	<p>① 65歳以上の者（A）</p> <p>② 60歳から64歳までの者のうち、次の条件のいずれにも該当する者（B）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 心臓・腎臓・呼吸器等の重度障害者（身体障害者手帳1級程度）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 高齢者インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の予防接種を希望する者</p> <p style="margin-left: 20px;">※ （A）、（B）とも、年齢は、接種日現在</p>
事業内容	<p>[事業の実施方法]</p> <p>① 区は、住民基本台帳より、高齢者のインフルエンザワクチン予防接種事業対象者を抽出する。</p> <p>② 区は、上記①により抽出された者（以下「対象者」という。）に係るインフルエンザワクチンの接種費用に係る自己負担額を、生活保護受給等の有無により決定する。</p> <p>③ 区は、対象者の氏名、住所、生年月日、自己負担額等を明記した高齢者のインフルエンザワクチン予防接種予診票（以下「予診票」という。）を作成する。</p> <p>④ 区は、対象者全員に対し、予診票、事業の案内（インフルエンザワクチンの説明等）、医療機関名簿等を個別に送付する。</p> <p>⑤ インフルエンザワクチンの接種を希望する対象者は、予診票を指定の医療機関へ提出し、インフルエンザワクチンの接種を受ける。</p> <p>⑥ 上記⑤によりインフルエンザワクチンの接種を行った医療機関は、当該インフルエンザワクチンの接種後、翌月の指定期限までに予診票を区に提出する。</p> <p>⑦ 区は、上記⑥により提出された予診票等を審査、点検した後、当該予診票を区に提出した医療機関に委託料を支払う。</p> <p><対象者数></p> <p style="margin-left: 20px;">（A）の対象者・・・・・・・・約60,000人</p> <p style="margin-left: 40px;">（うち生活保護受給世帯者等 約4,700人）</p> <p style="margin-left: 20px;">（B）の対象者・・・・・・・・約50人</p> <p><想定接種率>50%</p> <p>※ 平成13年度、「高齢者インフルエンザ予防接種に伴う自己負担金徴収審査システムの開発について」（電算開発等）を諮問し、承認された。当該諮問は、生活保護受給の有無により自己負担額の判定を行う旨を明記するに止まるものである。本来、当該諮問とは別に、「生活保護世帯者の情報の目的外利用」について諮問すべきであった。</p> <p style="margin-left: 20px;">さらに、平成20年度、中国残留邦人等に対する支援給付制度が開始されたが、当時の当該支援受給者が生活保護制度に基づく生活保護世帯者より移行されたため、改めて「中国残留邦人等に対する支援受給者の情報の目的外利用」に係る諮問は不要であると誤認した。</p> <p style="margin-left: 20px;">よって、改めて本審議会で諮問することとする。</p>

件名 高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業に係る生活保護受給世帯者等の情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	生活福祉課	利用課	保健予防課
登録業務の名称	① 生活保護費の支給 ② 中国残留邦人等支援給付の支給	登録業務の名称	高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業
登録業務の目的	① 生活保護費の支給 ② 中国残留邦人等支援給付の支給	登録業務の目的	高齢者インフルエンザワクチン接種費用の自己負担額の判定
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電子的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙、電磁的媒体
目的外利用を行う理由	高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業の実施に当たり、高齢者のインフルエンザワクチン予防接種の費用に係る自己負担額 (2,200 円又は 0 円) の判定を行うため		
目的外利用を行う情報項目	① 生活保護受給関係 【高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者に係る情報項目】 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 4 住民番号 5 郵便番号 6 住所 7 生活保護受給の有無 8 性別 ② 中国残留邦人等支援給付受給関係 【高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業対象者に係る情報項目】 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 4 住民番号 5 郵便番号 6 住所 7 中国残留邦人等支援給付受給の有無 8 性別 (高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業対象者) ① 65 歳以上の者 ② 60 歳から 64 歳までの者のうち、次の条件のいずれにも該当する者 ア 心臓・腎臓・呼吸器等の重度障害者 (身体障害者手帳 1 級程度) イ 高齢者インフルエンザワクチンの予防接種を希望する者		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成 13 年 1 月 7 日から (以降継続)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

